

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）

基礎的電気通信役務収支表

事業者名 東日本電信電話株式会社

2018年4月 1日から
2019年3月31日まで

（単位 円）

第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用		営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
加入電話	基本料	179,198,136,121	194,324,122,231	128,674,463,081	65,649,659,150	△ 15,125,986,110
	緊急通報	-	117,682,154	116,939,400	742,754	△ 117,682,154
	小計	179,198,136,121	194,441,804,385	128,791,402,481	65,650,401,904	△ 15,243,668,264
第一種公衆電話	市内通信	561,493,499	2,474,691,094	2,371,405,476	103,285,618	△ 1,913,197,595
	離島特例通信	651,974	2,808,212	2,697,963	110,249	△ 2,156,238
	緊急通報	-	2,242,826	2,239,380	3,446	△ 2,242,826
	小計	562,145,473	2,479,742,132	2,376,342,819	103,399,313	△ 1,917,596,659
合計		179,760,281,594	196,921,546,517	131,167,745,300	65,753,801,217	△ 17,161,264,923

注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ハにそれぞれ定めるものとしております。

2 第一種公衆電話の市内通信・離島特例通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロ・ハにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	3,377,012,220	-	3,377,012,220	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	312,731,987	-	312,731,987	
3 負担金	238,274,280	246,391,408	△ 8,117,128	
計	3,928,018,487	246,391,408	3,681,627,079	

基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注) 1. 基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。